

エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業実施要領（案）

第1 趣旨

環境対応住宅普及促進対策費補助金（以下「補助金」という。）を交付して環境対応住宅普及促進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、省エネ性能の高い住宅（以下「環境対応住宅」という。）の新築又は環境対応住宅とするための改修に対しエコポイントを付与する等の事業を行うことにより、環境対応住宅の普及促進を通じた地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的とする。

第2 業務内容

基金の設置・管理を行う法人（以下「基金設置法人」という。）は、補助金により造成された基金を活用して、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める事業者に対する委託により本実施要領第4に定めるエコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（以下「住宅版エコポイント事業」という。）を実施するものとする。

1. 基金の造成

基金は、環境対応住宅普及促進対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、国からの補助金を受けて造成するものとする。

2. 基金の管理・運用方法

(1) 基金設置法人は、次の方法により基金に属する資金を運用するものとする。

- ①基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとする。基金の管理方法に関する具体的な内容については、事前に国土交通省、経済産業省及び環境省の了解を得るものとする。
- ②基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合は事前に国土交通省、経済産業省及び環境省の了解を得るものとする。
 - ・国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・元本に損失が生じた場合にこれを補てんする旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権

(2) 基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、住宅版エコポイント事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費並びに住宅版エコポイント事業の管理及び基金の管理運営に要する経費に充てるものとし、他の費用に流用してはならない。

(3) 基金からの支払いに当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、国土交通省、経済産業省及び環境省に報告し、その了解を得た上で実施するものとする。

3. 基金の残額の扱い

基金設置法人は、住宅版エコポイント事業の終了時において、基金に残額がある場合は、別に定める手続に従い、これを国庫に返還するものとする。

4. 基金管理の遂行が困難となった場合

基金設置法人は、基金管理の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

5. 基金管理の終了等

(1) 基金事業を行う期間は、住宅版エコポイント事業が終了し、その事業に係る精算が終了するまでとする。

(2) 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、(1)に定める場合のほか、次に掲げる場合には、基金管理について終了又は変更を命ずることができる。

① 基金設置法人が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及び国土交通省所管補助金交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「補助金交付規則」という。）その他の法令、交付要綱若しくはこの実施要領又はこれらに基づく国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 基金設置法人が、基金をこの実施要領に規定する以外の用途に使用した場合

③ 基金設置法人が、基金の管理運営に関して不正、怠慢その他の不適当な行為をした場合

④ 基金設置法人が、住宅版エコポイント事業の指導監督を十分に行わない場合

⑤ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(3) 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、(2)の終了又は変更を命じた場合について、期限を付して、基金から支出した金額に相当する金額について、基金に充当することを命ずることができるものとする。

(4) (3)の期限内に基金に充当がなされない場合には、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 5.0%の割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(5) 基金の解散後において、住宅版エコポイント事業の実施者から基金への返還があった場合には、これを国庫に返還しなければならない。

6. 基金の経理等

(1) 基金設置法人は、基金経理について、他の経理と明確に区分して収入額及び支出

額を記載し、基金の使途を明らかにしておかなければならない。

- (2) 基金設置法人は、(1)の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。

7. 基金の検査等

- (1) 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、基金及び住宅版エコポイント事業の適正を期するため必要があると認めるときは、基金設置法人に対し報告を求め、又はその職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、補助金交付規則その他の法令、交付要綱又はこの実施要領の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、基金設置法人に対し、是正のための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

8. 基金設置法人に係る重要な変更の報告

基金設置法人において、代表者の変更、事務所の移転、基金管理又は住宅版エコポイント事業の指導監督に係る担当役員の変更や大幅な事務実施体制の変更等、基金管理又は住宅版エコポイント事業の指導監督に影響を及ぼしうる変更があった場合は、速やかに、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告しなければならない。

第3 基金設置法人による住宅版エコポイント事業の指導監督

基金設置法人は、住宅版エコポイント事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、以下に定める指導監督を行うものとする。

(1) 報告徴収による事業の実施状況の把握と国への報告

基金設置法人は、本実施要領の第4(12)④による受託事業者からの報告を受けるほか、住宅版エコポイント事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(2) 受託事業者の指導

基金設置法人は、住宅版エコポイント事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、受託事業者に対し必要な改善を指導するものとする。

第4 エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業(基金の活用による委託事業)

基金設置法人は、補助金により造成された基金を用いて、以下の事業を国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣が定める事業者（以下「受託事業者」という。）に対し、委託契約により実施するものとする。また、基金設置法人は、委託契約の内容について、事前に国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣の了解を得るものとする。

(1)定義

- ① 「住宅版エコポイント・システム」とは、環境対応住宅の新築又は環境対応住宅とするための改修に伴いエコポイントが付与され、そのエコポイントを商品又はサービスに交換することができるシステムのうち、全国の複数の事業者が参加できるプラットフォーム形式を持つものをいう。
- ② 「省エネ建材製造事業者」とは、(2)②の対象工事の建材（ガラス、サッシ、断熱材）を製造する事業者をいう。
- ③ 「環境対応住宅工事施工者」とは、国内で(2)の対象工事を行う者をいう。
- ④ 「環境対応住宅事業建築主」とは、国内で(2)①の対象工事を行う住宅を賃貸又は販売する事業者をいう。
- ⑤ 「環境対応住宅所有者」とは、国内で(2)の対象工事を行った住宅の所有者をいう。
- ⑥ 「指定交換商品等」とは、(6)で定めるエコポイントと交換できる商品及びサービスをいう。
- ⑦ 「一戸建ての住宅」とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいう。
- ⑧ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- ⑨ 「住宅事業建築主基準」とは、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）に基づく住宅事業建築主の新築する特定住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の向上に関する住宅事業建築主の判断の基準（平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号）をいう。
- ⑩ 「省エネ基準に適合する住宅」とは、ア又はイのいずれかに適合する住宅をいう。
 - ア 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号）
 - イ 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）
- ⑪ 「バリアフリー基準を満たす工事」とは、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替（平成19年国土交通省告示第407号）第1号、第5号又は第6号に定める工事であって、住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第15項、第

18条の23の2第1項並びに第19条の11の3第1項及び第2項の規定に基づき国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について（平成21年4月3日 国住整第4号、国住生第6号、国住指第45号）8に定める判断基準を満たす工事をいう。

- ⑫ 「JIS」とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。
- ⑬ 「登録住宅性能評価機関」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- ⑭ 「登録建築物調査機関」とは、省エネ法第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。
- ⑮ 「所管行政庁」とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。）第2条第6項に規定する所管行政庁をいう。
- ⑯ 「適合証明機関」とは、独立行政法人住宅金融支援機構と適合証明業務に関する協定書を締結している指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関をいう。
- ⑰ 「確認済証」とは、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の確認済証をいう。
- ⑱ 「検査済証」とは、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証をいう。
- ⑲ 「建築工事届」とは、建築基準法第15条第1項の規定による建築物を建築しようとする旨の届出をいう。

(2)対象工事

エコポイント付与対象工事（以下「対象工事」という。）は、以下の工事（国が行うもの及び国の補助金等を受けて行うものを除く。）で、平成21年度第2次補正予算の成立日以降に工事が完了し、引き渡されたものを対象とする。ただし、①については、平成21年12月8日から平成22年12月31日までに建築着工（根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手をいう。）したもの、②及び③については、平成22年1月1日から同年12月31日までに工事に着手（対象工事を含む工事全体の着手をいう。）したものに限る。

① 環境対応住宅の新築

次のア又はイに該当する住宅の新築

ア 木造住宅

次のa)、b)又はc)のいずれかに該当する木造住宅（確認済証、建築工事届等において、主たる建築物の構造が「木造」と記載されている住宅をいう。）

- a) 住宅事業建築主基準に適合する一戸建ての住宅
- b) 別添「エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）」に適合する共同住宅等
- c) 省エネ基準に適合する住宅

イ 木造住宅以外の住宅

上記アのa)又はb)に該当する住宅

② 省エネ改修

次のア又はイに該当する改修工事

ア 窓の断熱改修

改修後の窓が、(1)⑩イに規定する断熱性能に適合するよう行う次の a)、b)又は c)のいずれかに該当する断熱改修

a)ガラス交換（既存窓を利用して、ガラスを交換するものをいう。）

b)内窓の新設（既存窓の内側に、新たに窓を新設するものをいう。）

c)窓交換（既存窓を取り除き、新たな窓に交換するものをいう。）

イ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

改修後の外壁、屋根・天井又は床のいずれかの部位が、一定の量以上の断熱材（ノンフロンでかつ熱抵抗値などの断熱性能が確認されたものであって JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5905 に適合している認証を受けている又はそれと同等の性能を有することが証明されているものに限る。）を用いる断熱改修。

③ バリアフリー改修

②の改修工事と併せて行う次のいずれかのバリアフリー改修工事のうちバリアフリー基準を満たす工事

ア 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事

イ 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の段差を解消する工事

ウ 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事

④ 上記以外の工事のうち、環境対応住宅の普及を促すため①又は②と同様の取扱いが適当と認められるとして国土交通省、経済産業省及び環境省が認めたもの。

(3)エコポイントの付与の考え方

対象工事の内容、規模等に応じて、以下の考え方でエコポイントを付与するものとする。

① 環境対応住宅の新築

1戸当たり30万ポイント

② 省エネ改修

イ 窓の断熱改修

・1窓当たりのポイント数を設定（ガラス交換についてはガラス1枚ごとにポイントを設定）

・ガラス交換、内窓新設・外窓交換の各々の場合について、窓の大きさ（大（テラス窓）、中（肘掛窓）、小（小窓）の3区分）に応じたポイント数を設定

ロ 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

・外壁、屋根・天井、床の各々の部位について、断熱工事に関するポイント数を設定

③ バリアフリー改修

- ・手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入口の幅の拡張の各々の工事について、1箇所あたりのポイント数を設定

(4) エコポイントの申請方法と処理

エコポイントの申請は、環境対応住宅所有者（又は代理申請者）が郵送により行うか、各都道府県に1カ所以上設ける申請を受け付けるための窓口（以下「申請受付窓口」という。）で行うかのいずれかの方法による。環境対応住宅所有者は、個人・法人の別、建築主・購入者の別によらず申請することができるものとする。

個人の申請にあたって必要となる標準的な書類は、工事内容毎に示した下記の書類とする。

① 環境対応住宅の新築

次に掲げる書類

ア 下表の右欄の機関が発行する左欄に示す書類のいずれか（ただし、a) から e) までについては木造住宅のみ、f) 及び g) については一戸建ての住宅のみが対象となる。）

添付書類	発行機関
a) 品確法第6条第1項の設計住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合しているもの）	登録住宅性能評価機関
b) 品確法第6条第3項の建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4に適合しているもの）	登録住宅性能評価機関
c) 長期優良住宅建築等計画認定通知書（長期優良住宅法第7条に基づくもの）	所管行政庁
d) 長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証（長期優良住宅法第6条第1項第1号に規定する認定の基準に適合すると認められる場合に発行するもの）	登録住宅性能評価機関
e) 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）（フラット35S（省エネルギー性）に関する基準に適合するもの）	適合証明機関
f) 竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（新築住宅）（フラット35S（20年金利引き下げタイプ）（省エネルギー性）に関する基準に適合するもの）	適合証明機関
g) 住宅事業建築主基準に係る適合証（住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針（平成21年国土交通省告示第634号）1（2）①の規定に基づき住宅事業建築主基準に適合すると認めた場合に発行するもの）	登録建築物調査機関
h) エコポイント対象住宅証明書（第4（2）①で掲げる工事に適合することを証明するもの）	登録住宅性能評価機関

- イ 環境対応住宅工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合に限る。）、工事期間、工事内容等が記載されたもの。以下同じ。）
- ウ 環境対応住宅工事施工者又は環境対応住宅事業建築主が発行する領収書又は契約書の写し
- エ 確認済証の写し
- オ 検査済証の写し又は竣工写真（全景1枚）
- カ 申請者の本人確認書類（健康保険証、運転免許証の写し等。以下同じ。）
- キ 代理申請を行う場合にあっては代理申請者の本人確認書類

② 省エネ改修

次に掲げる書類（窓の断熱改修の場合はイを除く全て、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合はアを除く全て）

- ア 省エネ建材製造事業者が発行する性能証明書（製品型番、製造番号及び大きさが記載されたもの）
- イ 卸業者等が発行する納品書又は吹込工事施工業者が発行する施工証明書（製品型番及び使用量が記載されたもの）
- ウ 環境対応住宅工事施工者が発行する工事証明書
- エ 環境対応住宅工事施工者が発行する領収書の写し
- オ 工事現場写真（窓の断熱改修にあっては工事後に窓ごとに当該窓全体が写るように撮影されたもの、外壁、屋根・天井又は床の断熱改修にあっては改修部位毎に施工中の状況を撮影したもの）
- カ 申請者の本人確認書類
- キ 代理申請を行う場合にあっては代理申請者の本人確認書類

③ バリアフリー改修

次に掲げる書類

- ア 環境対応住宅工事施工者が発行する工事証明書
- イ 環境対応住宅工事施工者が発行する領収書の写し
- ウ 工事現場写真（バリアフリー改修を行った手すりの設置、屋内の段差解消、通路又は出入口の幅の拡張ごとに1枚ずつ撮影したもの）
- エ 申請者の本人確認書類
- オ 代理申請を行う場合にあっては代理申請者の本人確認書類

(5) 指定交換商品等の選定

- ① 受託事業者は指定交換商品等の選定に当たり、第三者委員会を設置し、環境対応住宅所有者の嗜好に応じた魅力ある商品とすることを念頭に、以下の商品等を中心に、公正かつ透明性が確保された手続により選定を行う。
 - ア 省エネ・環境配慮に優れた商品
 - イ 全国で使える商品券・プリペイドカード（商品の提供事業者が環境寄付を行うなど環境配慮型のもの、公共交通機関利用カード等）
 - ウ 地域振興に資するもの（地域商品券、地域産品等）
 - エ 環境寄附

- ② ①の第三者委員会の設置、運営は、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人と協議の上、受託事業者が行う。
- ③ 指定交換商品等は、事業期間中、必要に応じ、見直しを行う。

(6)エコポイントの指定交換商品等への交換

- ① 受託事業者は指定交換商品等提供事業者との間で指定交換商品等の提供に関する契約を締結する。
- ② ①の契約には、環境対応住宅所有者がエコポイントを指定交換商品等に交換するための申請、当該申請内容の指定交換商品等提供事業者への伝達、当該伝達を受けた指定交換商品提供事業者による指定交換商品の環境対応住宅所有者への送付その他のエコポイントの指定交換商品への交換に関する手続及びそれに伴う対価の支払いに関する事項を定めるものとする。
- ③ 対象工事によって取得したエコポイントを、当該工事を行った環境対応住宅工事施工者と同一の工事施工者が一体的に実施する他の工事等の対価に充当する交換（以下「即時交換」という。）を行えるものとする。

(7)住宅版エコポイント・システムの構築

- ① 受託事業者は、住宅版エコポイント・システムとして、対象工事に係るエコポイントの申請・登録・管理システム及びエコポイントの指定交換商品等への交換システム（環境対応住宅所有者等にとって理解が容易で利便性が高く、かつ確実に効率的なものとする。ただし、パソコン・携帯等を活用するシステムにあっては、パソコン・携帯等を使用しない者も対象とするシステムを併せ持つものとする。）の設計と構築、運営を行う。また、別途定める法人等に対するエコポイント付与の方針を反映したシステムにより実施する。
- ② ①のシステムに関し、本事業の開始時におけるエコポイントの申請・登録・管理システムの設計に当たっては、第4(4)に示す書類等を活用したシステムとするものとする。

(8)環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等との連携の確保

- ① 受託事業者は、環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、指定交換商品等提供事業者等との連絡調整を図る。
- ② 受託事業者は、コールセンターを設置して、以下の業務を実施する。
 - ア 環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等からの本事業に関する問い合わせ、意見等への対応
 - イ エコポイント付与及び指定交換商品との交換の受付と処理
- ③ 受託事業者は、コールセンターの業務従事者による、個人情報、環境対応住宅所有者のエコポイント数等の不正操作を防止するための措置を講じる。

(9)事業のセキュリティ対策

- ① 受託事業者は、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人の指導及び監督の下で、以下の本事業に係るセキュリティ対策を講じる。
 - ア 環境対応住宅所有者、代理申請者、環境対応住宅事業建築主、環境対応住宅工事施工者その他の者によるエコポイントや指定交換商品等の不正取得、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主等によるエコポイントの不正操作を防止するための措置（現地での検査を含む。）及び当該措置を講じてもなお発生した不正に係る対応措置。特に、法人によるエコポイントの申請については、法人の実在性、行った工事の目的、内容、実施場所等に係る情報についても提出又は記載を求めるとともに、疑義のあるケースの確認等の措置を講ずること。個人によるエコポイントの申請についても、同種の工事で一定数以上の申請があった場合については、エコポイント事務局から行った工事の目的、内容、実施場所等を確認し、その上で疑義のあるケースについては確認等の措置を講ずること。また、国の補助金等を受けて工事を行う場合についての重複申請を防止するための措置を講ずること。その他別途定める詳細に従うこと。
 - イ その職員が、環境対応住宅所有者等の個人情報を含め、業務上知り得た秘密を漏らさないための措置。
- ② 受託事業者は本事業に関わる個人情報の保護に関しては、別途、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に協議の上、個人情報保護規程を定める。
- ③ 受託事業者は本事業の開始時に、事業に係るセキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に書面で提出する。
- ④ 受託事業者は本事業に係るセキュリティ対策の履行が不十分とみなされるとき又は受託事業者において本事業に係るセキュリティ事故が発生したときは、遅滞なく国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告を行うとともに、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人の求めに応じ、これらの者が行うセキュリティ対策に関する監査を受け入れるものとする。
- ⑤ 受託事業者は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等を含む要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は破棄する。

また、本事業において受託事業者が作成した情報についても国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人からの指示に応じて適切に破棄する。
- ⑥ 受託事業者は、本事業の終了時に、本事業で実施したセキュリティ対策を国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告する。

(10)事業の広報

受託事業者は、本事業の円滑な実施のため、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、環境対応住宅事業建築主、登録住宅性能評価機関等と協力して、以下を含む環境対応住宅所有者、省エネ建材製造事業者、環境対応住宅工事施工者、

環境対応住宅事業建築主、登録住宅性能評価機関等に対する広報業務を行う。

- ① 省エネ建材製造事業者用業務実施マニュアルの企画、作成及び省エネ建材製造事業者への提供
- ② 環境対応住宅工事施工者用業務実施マニュアルの企画、作成及び環境対応住宅工事施工者への提供、環境対応住宅工事施工者の営業店における告知物の企画、作成及び環境対応住宅工事施工者への提供
- ③ 環境対応住宅事業建築主用業務実施マニュアルの企画、作成及び環境対応住宅事業建築主への提供、環境対応住宅事業建築主の営業店における告知物の企画、作成及び環境対応住宅事業建築主への提供
- ④ 環境対応住宅所有者用告知物の企画、作成及び環境対応住宅所有者への提供
- ⑤ 環境対応住宅所有者等に対するエコポイントの登録状況、指定交換商品等との交換状況等に関する情報の提供
- ⑥ 本事業の開始と終了に関する告知及び周知徹底

(11) エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業の履行期限

エコポイントの付与業務については、契約締結の日から平成 24 年 12 月 31 日とし、指定交換商品等との交換業務については、平成 25 年 3 月 31 日とする。

なお、受託事業者は、エコポイントの累計登録数及び指定交換商品等との交換状況等についてのデータを元に必要に応じて国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとする。

また、事業の継続の有無に関わる事態が発生した場合には、受託事業者は事業の継続の有無について、速やかに国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に指示を仰ぐものとする。

(12) 指導監督等

- ① 国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人は、受託事業者による本事業の実施に関し、この要領に基づき指導監督を行う。
- ② 受託事業者は、事業の実施に疑義が生じたとき、事業の実施に支障が生じたときには遅滞なく国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告を行う。
- ③ 国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人は受託事業者に対し、事業の実施状況の報告を求め、必要に応じ改善の指導を行うことができるものとする。
- ④ 受託事業者は、一月に一回以上、定期的に以下の事項を国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人に報告する。
 - ア 当該期間に新たに登録されたポイント数及び累計ポイント付与数
 - イ ポイントが付与された対象工事の内容ごとの件数
 - ウ 当該期間に新たに指定交換商品等と交換（即時交換を含む。エ及びオにおいて同じ。）されたポイント数及び事業開始からその時点までに指定交換商品等と交換された累計のポイント数
 - エ 当該期間に新たに交換された指定交換商品等の数と内容及び累計交換商品等

の数と内容

オ 当該期間に指定交換商品等提供事業者又は即時交換を利用した環境対応住宅
工事施工者に支払われた金額及び累計支払金額

カ 事業の周知徹底の状況

キ コールセンターに寄せられた意見及び苦情等の内容

ク 情報セキュリティの管理状況

ケ 事務に要した費用及びその明細

コ 事業の実施を通じて抽出された課題

サ その他事業の実施に当たっての特記事項

- ⑤ 受託事業者は、合併、本事業の事務実施体制の大幅な変更等、本事業の実施に影響を及ぼす事情が生じたときは、速やかに国土交通大臣、経済産業大臣及び環境大臣に報告するものとする。

(13) 事業終了後の精算と残金の返還

受託事業者は、事業終了後、精算を行い、エコポイントの指定交換商品等への交換(即時交換を含む。)の原資として基金から受け取った資金に残余が生じた場合は、これを基金に返還するものとする。

(14) 事業実施に関して受託事業者が他者に与えた損害等に係る費用の取扱い

受託事業者が本事業の実施に関して他者に損害等を与えた場合、これに要する費用については、受託事業者の故意・過失の度合いに応じて、基金から支払わないものとするができる。

(15) その他

受託事業者は、本実施要領に疑義が生じたとき、本実施要領により難しい事由が生じたとき、あるいは本実施要領に記載のない細部については、国土交通大臣、経済産業大臣、環境大臣及び基金設置法人と速やかに協議し、その指示に従うものとする。

エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

地域区分	断熱性能要件 (評価方法基準による省エネルギー対策等級など)	断熱性能以外の要件
I 地域 (I a、I b 地域)	等級 4	以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合 ④ 燃料電池 ^{※6} を採用する場合 ⑤ ガスエンジン・コージェネレーション ^{※7} を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 ^{※3} 及び高効率給湯器 ^{※1} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 燃料電池 ^{※6} を採用する場合 ④ ガスエンジン・コージェネレーション ^{※7} を採用する場合
II 地域 III 地域	等級 4	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合 ④ 燃料電池 ^{※6} を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 ^{※3} 及び高効率給湯器 ^{※1} を採用する場合 ② 熱交換換気 ^{※3} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 熱交換換気 ^{※3} 及び燃料電池 ^{※6} を採用する場合
IV 地域 (IV a、IV b 地域) V 地域	等級 4	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4} を有する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 主たる居室 ^{※8} にルームエアコンディショナー ^{※5} を設置し、高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 主たる居室 ^{※8} にルームエアコンディショナー ^{※5} を設置し、燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において高断熱仕様の窓 ^{※4}	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合
VI 地域	等級 3	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 ^{※1} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合 ② 燃料電池 ^{※6} 及び節湯器具 ^{※2} を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

- 1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合
- 2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合

※1：高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。

- ・ガス瞬間式（潜熱回収型）給湯器
- ・石油瞬間式（潜熱回収型）給湯器
- ・電気温水器（ヒートポンプ式）で年間給湯効率（APF）3.0以上を満たすもの。

※2：節湯器具を採用とは以下の条件をすべて満たす場合である。

- ・台所において「節湯A（手元止水機能）」「節湯B（小流量吐水）」「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」のいずれかを採用する。
- ・シャワーにおいて「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」を採用する。

※3：熱交換換気とは、顕熱交換効率65%以上を満たす換気システムをいう。

※4：開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率がⅠ及びⅡ地域あつては1.9以下、Ⅲ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下とする。

※5：省エネ法で定めた「家庭用の直吹き形で壁掛け型のもの」で、目標年度2010年度の省エネ基準値達成率が100%以上の機器をいう。

※6：燃料電池については、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。

※7：ガスエンジン・コージェネレーションについては、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。

※8：主たる居室とは、居間を含むダイニングや台所との一体空間をいう。